

令和3年8月5日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 佐野 勝正 殿

埼玉地方最低賃金審議会
埼玉県最低賃金専門部会
部会長 佐野 勝正

埼玉県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年7月5日、埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

審議において、使用者代表委員から、埼玉県内の中小企業・小規模事業者がおかれていた厳しい現状等の中、地域別最低賃金額改定の目安金額を受け入れた異例な金額での最低賃金引き上げとなることに対して、経営の継続が出来ない事業者が発生する懸念、雇用維持への不安等、厳しい意見が表明され、当初は労使の意見の隔たりは大きかったが、公労使それぞれの立場を尊重した審議に努め、国に対する諸施策等の要望を行うこととして、全会一致での報告に至ったものである。

なお、今回の報告に当たって、労働者側見解、使用者側見解及び公益委員見解について別紙2のとおり取りまとめたので併せて報告する。

また、別紙3のとおり令和元年10月1日改正発効の埼玉県最低賃金（時間額926円）は、令和元年度の埼玉県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 佐野 勝正
土屋 直樹
満木 祐子

労働者代表委員 内川 雅清
柿沼 聰
二階堂 祐輔

使用者代表委員 嶋 田 吕 美
廣 澤 健 一
山 嶠 寛

(五十音順)

埼玉県最低賃金

1 適用する地域

埼玉県の区域

2 適用する労働者

前号の地域内の事業場で使用される労働者

3 適用する使用者

前号の労働者を使用する使用者

4 第2号の労働者に係る最低賃金額

1時間956円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年10月1日

令和3年8月5日

1 はじめに

令和3年度の埼玉県最低賃金額の改定については、7月27日に関係労使から審議に臨むにあたっての基本的な考え方を聴取した後、同日を含め5回の会議を開催して、真摯な議論を展開し、十分審議を尽くしたところである。

当専門部会では全会一致で目安金額どおり報告することになったが、審議の当初においては、使用者代表委員からは、目安金額を受け入れた場合、経営の継続が出来ない事業者が発生するかもしれない、雇用を維持できるのか不安であるなど厳しい意見が表明され、労働者代表委員との意見の隔たりは大きかった。公労使の全会一致で合意をみたのは、国に対する当面の不安感を解消するための諸施策の要望等に加えて、これまでの埼玉地方最低賃金審議会における公労使それぞれの立場を尊重し、審議に努めるとの意思と、労使のみならず全ての埼玉県民の将来を見据えて対応を図るとの共通認識に負うところが大きい。

公労使各側の見解は次に示すとおりであるが、審議に入るにあたり、中央最低賃金審議会における「令和3年度地域別最低賃金改正の目安に関する公益委員見解」では引き上げ理由は示されているが、引き上げ額を28円とする具体的な根拠が示されていない。中央最低賃金審議会の答申金額を参照することを求められるにしても、議事録の公開により審議の透明性と説明責任を求められているとき、委員としての責務を果たしていくためには審議のたたき台となる目安金額の具体的な根拠が示され、その考え方を理解した上で審議していくことが必要であるとの意見の一一致をみた。埼玉地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会に対し、目安金額とともにその金額の具体的な根拠も示すよう要請するものである。

2 労働者側見解

労働者代表委員は、本年度の目安について「誰もが時給1000円」に向けて一步前進したものであるとともに、すべてのランクで有額かつ同額の目安が示されたのは、これ以上地域間格差を広げてはならないとの労働側の主張に理解が示されたものと受け止めている。

審議にあたっては、労働組合がない事業場で最低賃金近傍で働く労働者は賃金交渉の場がないため、賃金水準のよりどころは最低賃金であり、その役割は大きい。また、新型コロナウイルス感染症に不安を抱えながら社会機能を支える労働者、いわゆるエッセンシャルワーカーの努力に報いる必要がある。さらには、隣接する東京との「額差」は労働力流出の一因ともなっており、是正していく必要がある。

本年度の引き上げ額については、労使で真摯な議論を行ったうえでの額と受け止めているが、東京との「額差」は縮まっておらず、地域間格差の是正については、来年度以

降も継続して審議する必要がある。

また、日本の最低賃金については、加重平均でも、いまだ 1000 円にさえ到達しておらず、年間 2000 時間働いても 200 万円に満たない水準であり、海外の最低賃金と比較しても非常に低位であることから、早期に水準を引上げる必要があると考えている。現在の最低賃金については、各年度引き上げ額を議論しているが、今後に向けて最低賃金が担うセーフティネットの役割を踏まえると、引き上げ額の議論だけではなく誰もが健康で文化的な最低限度の生活を営むに足り、労働の対価としてふさわしい水準はいかにあるべきかという議論が必要である。本年秋以降行われる目安全員協議会において、あるべき水準についての検討・議論をお願いする。

また、日本の最低賃金については、これまで公労使の三者構成で議論を尽くし、互いの主張に違いがあったとしても、社会情勢や経済動向などを踏まえ中央では目安を、地域では引き上げ額を決定してきた。このことは、最低賃金の全国的な整合性を図る意味でも非常に重要であり、日本の最低賃金決定の特徴点だととらえている。そうしたことが、最低賃金の社会へのメッセージ性や重みをもたせ、最低賃金の納得性と遵守に向けた意識を高めているととらえている。これまで埼玉の最低賃金の審議については、三者構成で真摯に議論することを続けており、全会一致での結審を継続してきた。今後も三者構成を重視した議論を継続するとともに、中賃でもその認識を踏まえた議論をお願いしたい。

3 使用者側見解

使用者代表委員からは、本年度の目安に関して全国一律で 28 円の大幅な引き上げが決定されたことに非常に驚いている。

長期的な視点で最低賃金の引き上げによる賃金水準の向上や地域間格差の是正が必要であることは理解をしているが、賃金の引き上げは、本来、企業の収益や生産性向上の産物として労働者に還元すべきものであり、今は、すべての企業に一律に強制力を持って適用される最低賃金を引き上げる時期ではない。

28 円の引き上げでは影響率が 19.3% となり中小企業・小規模事業者には影響が大き過ぎるのではないか。

埼玉県では、最初の緊急事態宣言から約 1 年 4 か月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大が顕著に見られ、経済活動を制限する協力要請は、まん延防止等重点措置から緊急事態宣言措置に基づくものとなり、県内全域に対して協力要請が更に強まつたことから、埼玉県の経済へ与える影響は深刻である。

国の雇用調整助成金や緊急融資制度、都道府県の緊急融資対策などの支援施策には感謝をしているが、かかる支援があっても多くの県内中小企業・小規模事業者は極めて厳しい経営環境に置かれており、業況の回復はほど遠く、借入金残高も上がり、事業を立て直す上でも大きな負担となっている。今後、各種支援策に基づく借入金の元本の返済時期が到来する時に、資金繰りが厳しく返済できない事業者が増加することも想定され

る。そうなれば、雇用が維持できるか不安もある。引き続き国と都道府県の支援策の継続と更なる対策を希望する。

また、県内の自治体が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中に最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、特に長期継続契約をする場合、予算設計時の人件費見込みと複数年経過後の実際の人件費との間に大きな差額が生じないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

さらに、今年度は、コロナ禍における中小企業、厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、最低賃金法で定める賃金決定の3要素のうち、「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況がK字回復と言われるように二極化している状況を踏まえ、最低賃金は全ての事業者に強制的に適用されるものであるから、平均的な賃金や状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきである。そして、これらの業界は非正規雇用労働者が多く、最低賃金で雇用されている人が多く、賃金の引き上げの影響が大きい。

現状において賃金の引き上げを取引先に求めているケースにおいて、要請に応じてくれる取引先は少ない。生産性の向上が難しい業界では、企業の存続と雇用の維持ができるのか心配である。

現状では、宿泊・飲食、交通・運輸などの業種のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にある。最低賃金の引き上げは、危機的な経営状況の経営者にとって、雇用を維持したいという切実な想いを切り捨てるものにはかならない。

このような状況下、最優先すべきは事業の存続と雇用の維持である。目安金額の28円の引き上げを行えば、人件費負担増により労働生産性の向上や企業収益の向上に必要な設備投資が実施できなくなる。さらに、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高く、コロナ禍により、従前にも増して賃金支払能力が乏しい状況にある。

最低賃金の大幅な引き上げは、結果として企業の事業縮小、廃業・倒産につながるおそれがあり、埼玉県の経済の回復を遅らせるものである。

一定期間を見ながら最低賃金を引き上げることについて異論は無いが、本年度は、事業の存続と雇用の維持を最優先にすべきであり、最低賃金の大幅な引き上げは、雇用調整や廃業の背中を押すことになりかねない。

また、最低賃金は、可能な限り客観的な各種データによる明確な根拠をもとに、納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引き上げを法が定める目的以外に用いるべきではない。

以上を踏まえると、今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、本年度の埼玉県の最低賃金については、現行の水準を維持することが必要である。

埼玉県の最低賃金額を議論するにあたり、今日までに「政府の骨太の方針」、「中央最低審議会の目安」が示されている。中央から示された28円の根拠が不明確の中、特に近隣都県及び同ランクの都府県が、独自の検討方法で議論・金額決定を行うと、決定額

において格差が生じ、過去からの決定経緯から考えても大きな混乱が起こる恐れがある。

このような状況を総合的に勘案すると、次の事項を次年度に向けて確實に実施することを強く要請し、本意ではないが28円の引き上げを行わざるを得ない環境にあると考える。

〔要望事項〕

- ① 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、特に業況が厳しい企業への「期間を限定しない助成金の継続」及び中小企業・小規模事業者への「設備投資等生産性向上支援策、人材育成支援策の新設・拡充」
- ② 今年度28円の最低賃金引き上げに伴う「成果」や「影響」を1年間検証・報告し、翌年度議論に反映
- ③ 最低賃金審議会の在り方の検討

・「中央」と「地方」の役割分担の明確化

・現下における経済実態を反映する各種指標・データに基づく議論の徹底

来年度は、最低賃金の目的達成のため、中央審議会と地方審議会の明確な役割分担の下、中長期的な目標を見据えた、その時点における経済情勢を客観的に反映したデータに基づいた活発な議論を実施すべきと考える。

今回の中央最低賃金審議会の答申のように、目安額の具体的根拠も示さないまま、地方審議会に対し、「目安を十分に参酌することを強く期待する」、「中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する」としていることは、地方最低賃金審議での自由な議論を妨げることになる。

よって、中央最低賃金審議会におかれでは、目安額の具体的根拠の開示に加えて、地方最低賃金審議会と中央最低賃金審議会のあり方について改善を望む。

4 公益委員見解

目安金額28円は予想を上回る数字であった。

中央最低賃金審議会は、これまで地方最低賃金審議会における金額審議の目安となる金額を示すことにより、地域間格差が解消されていないとの批判はあるにしても、地域審議会での審議の限界、すなわち全国的な最低賃金水準を考え地域間の調和を図ってきた。

その目安金額の役割は大きく、説得力のある金額提示を期待するところであるが、昨年度は最低賃金の引き上げ額の目安を示しておらず、本年度も28円の引き上げ額について、丁寧かつ具体的で説得力のある説明をしていない。本来、昨年度と本年度の2年間に分けて示される額を本年度に併せて目安金額として示したものであると推測するが、引き上げ理由をみると経済と雇用の状況認識については、国の4兆円を超える雇用調整助成金、業務改善助成金、緊急融資など支援策に支えられたところも大きく、経済及び雇用支援策が反映された数字を捉えて、景気や雇用情勢を判断して良いのか疑問もあり、これらの観点からは目安金額は適当ではないとも考えられる。

しかし、コロナ禍において、エッセンシャルワーカーなどその存在が不可欠にもかかわらず低い賃金で生活をしている人もおり、これらの人に対して一定の引き上げが必要であること、コロナ禍にもかかわらず諸外国では最低賃金の引き上げを行っている事実、また28円の引き上げについて、賃上げの実態から一定の根拠があると考えられること、コロナ禍ではあるが最低賃金を引き上げていく、そのための支援策も考えているとの国の強いメッセージなどを考えて、目安で示された金額を尊重することとしたい。

また、隣接する東京都の最低賃金について地方最低賃金審議会の答申が28円であると聞いている。昨年度の答申において2円の金額差の縮小を果たしており、その成果を無駄にすることなく、東京都との差を広げないためにも、28円の引き上げが必要である。

コロナ禍において厳しい経営環境にあっても、貧困・格差の是正に向けた最低賃金の継続的な増額が求められる。中小企業の経営者や低所得者向けの支援策が政府・地方自治体等によって講じられているものの、支援対象のボーダーラインにある労働者向けの支援策は限定的である。ボーダーライン層の中には、最低賃金に張り付いた時給での労働に従事している者もいる。使用者側が置かれている厳しい経営環境は理解できるものの、継続的な最低賃金の増額は、ボーダーライン層の経済的支援にも繋がるものである。国連が定める持続可能な開発目標（以下、SDGsという）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」の理念に基づき、環境、社会、経済の調和の実現を目指している。SDGsが掲げる17の目標の第一が「貧困をなくそう」である。SDGsに関しては、日本政府や自治体に加えて、多くの企業や市民社会において、積極的に取り組む動きがみられることを踏まえ、貧困・格差は正の観点から最低賃金の増額は一定の理解が得られるものといえる。

効果的な貧困・格差の是正には、最低賃金の継続的増額に加えて、子供の貧困対策を並行して実施することも必要である。令和元年11月29日に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」では、「貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望をもつことのできる社会の構築を目指していく」と、そして、「子育てや貧困の家庭のみの責任とするのではなく、…子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていくこと」が必要であると明記されており、社会全体で取り組むべき施策である。

事実、貧困家庭の児童・生徒とそうでない家庭の児童・生徒とを比較すると、学力、大学進学率、家庭学習時間などの教育格差が存在している（お茶の水女子大学2014、日本財団2015・2016・2017、三菱UFJリサーチ&コンサルティング2021）。経済的に恵まれていない家庭では生きていくのが精一杯であり、子供の教育まで意識が届いていない。学習環境は親の所得の影響を強く受けている。この状況は、我が国の労働力の水準低下、新たな非正規労働者の増加につながる。最低賃金制度をより意義ある制度としていくためには、家計を支える主たる収入が最低賃金水準の労働者を少なくしていくと共に、最低賃金水準自体を高めることが不可欠である。部会報告の領域を超えるかもしれないが、

平均以下にある児童・生徒の学力向上など子供の貧困対策における教育面の施策の拡充も国に期待したい。(引用文献は※に記載)

今般の最低賃金28円の引き上げは中小企業・小規模事業者の経営に多大な影響を与えると思われる。

短期的には、コロナ禍において国が行っている助成金等による事業者への支援は相当程度行われており、これによりコロナ禍において厳しい経営状況の事業者への支援も実施されているものと理解しているが、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げを図る中小企業・小規模事業者に対して賃上げを支援する「業務改善助成金」について、本年8月から特例的な要件緩和や拡充が行われているところ、この「業務改善助成金」について、厳しい経営状況の事業者への周知が確実に行われ、支給が迅速に行われることを埼玉労働局に対し要望する。

長期的には、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性の向上が雇用の減少につながらないような経済環境の整備、経済活性化や取引関係の適正化等の支援策を一層充実するよう希望する。

中央最低賃金審議会において日安金額が示されると最低賃金の引き上げ額が確定したかのようにマスコミ等で取り上げられるが、最低賃金は都道府県毎の地方最低賃金審議会の答申に基づき都道府県労働局長が決定するものである。地方最低賃金審議会における審議が更に活性化していくためにも、最低賃金決定のプロセスを国民へ広く周知していくことが必要である。

最後に、事務局に対しては、当審議会における円滑な審議に向けて、中央における審議の経過について、表向きのみならず各委員の求める真意の情報収集に真摯に努めることを要望する。

※ 引用文献

お茶の水女子大学 (2014) 「平成 25 年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」

https://www.nier.go.jp/13chousakekkahoukoku/kannren_chousa/pdf/hogosha_factorial_experiment.pdf (2021 年 8 月 2 日アクセス)

日本財団 (2015) 「子どもの貧困の社会的損失推計レポート」

<https://www.nippon-foundation.or.jp/media/archives/2018/news/articles/2015/img/71/1.pdf> (2021 年 8 月 2 日アクセス)

日本財団 (2016) 「子どもの貧困の社会的損失推計－都道府県別推計－レポート」

https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2019/01/wha_pro_end_04.pdf
(2021 年 8 月 2 日アクセス)

日本財団 (2018) 「家庭の経済格差と子どもの認知能力・非認知能力格差の関係分析－2.5 万人のビッグデータから見えてきたもの－」

https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2019/01/wha_pro_end_07.pdf
(2021 年 8 月 2 日アクセス)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング (2021) 「コロナ禍が教育格差にもたらす影響調査【詳細資料集】」

https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2021/07/new_pr_20210629_02.pdf (2021 年 8 月 2 日アクセス)

埼玉県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 埼玉県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 926円
- (3) 発 効 日 令和元年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）

生活扶助基準（第1類費+第2類費+期末一時扶助費）の埼玉県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（112,513円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると埼玉県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$926\text{円} \times 173.8 \times 0.817 = 131,487\text{円}$$